

4 悪臭の状況

悪臭は、人に対する不快感などの感覚的影響がほとんどであり、においを感知する頻度や強さをきっかけとし、住民の感情などの変化により公害苦情として顕在化することがほとんどです。以前は、寄せられる苦情の多くが建築廃材、植木剪定枝等の野焼きによるものでしたが、近年では事業所や飲食店からの複合臭など都市型の悪臭苦情が増えています。

悪臭については、悪臭防止法による規制が行われています。悪臭防止法では、人間の嗅覚を用いて「臭気指数」を算定し規制する「臭気指数規制」と、特定悪臭物質の指定を行い、「特定物質の濃度」により規制する「物質濃度規制」を定めており、そのいずれかの方式により市町村が規制を行うこととされています。

稲沢市では平成25年度より「臭気指数規制」により規制を行っています。

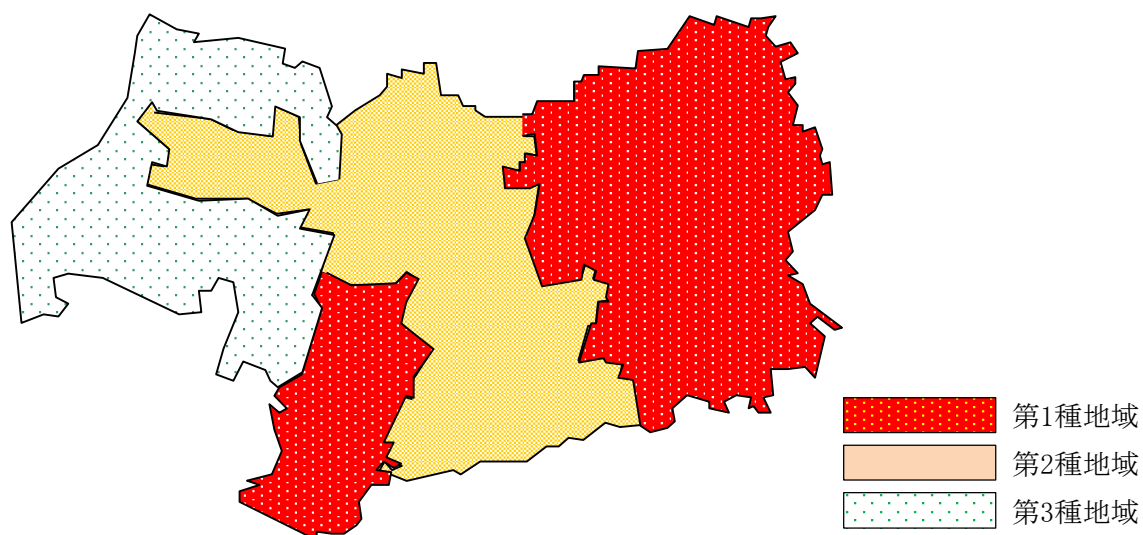
県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出状況は、表4-1のとおりです。

■表4-1 悪臭関係工場等の届出状況

令和8年3月末現在

年度 法令		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
県民の生活環境の保全等に関する条例	(件数)	5	5	5	5	5

図3. 悪臭防止法に基づく規制地域図（概要図）



第1種地域	稲沢・小正・下津・大里西・大里東市民センター地区、朝府町及び旧平和町全域
第2種地域	朝府町を除く明治市民センター地区、千代田市民センター地区及び旧祖父江町の一部
第3種地域	旧祖父江町の第2種地域を除く全域

5 地盤沈下の状況

地盤沈下は、地表の表面が徐々に低下していく現象であり、広い地域でゆっくりと進行し、長い間には大きな沈下量になります。地盤沈下の主な原因は、沖積粘土層の軟弱な地盤の地域における地下水の過剰な汲み上げにより、地下水が異常に下がり粘土層が押しつぶされて収縮することが定説になっています。

稲沢市の標高は、北東から南西に向かって低くなっています。本市では、昭和30年代から40年代にかけての産業の高度成長期に揚水量が増大したことに伴い、地盤沈下が進行しました。その後、昭和49年に揚水規制が実施されて以来、揚水量が減少したことに伴い地下水位が上昇し地盤沈下は鈍化しつつあります。しかし、一度沈下した地盤は元には決して戻ることがなく、地下水の汲み上げが増大すれば再び沈下も増大します。

沈下量及び累積沈下量、地下水位の経年変化は、表5－1、表5－2のとおりです。

■表5－1 変動量及び累積変動量の経年変化 各年11月1日現在（単位：m，cm）

番号	調査地点		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	稲島東三丁目	標高(m)	5.4013	5.4048	5.4036	5.4033	5.3393
		年間変動量(cm)	0.06	0.35	-0.12	-0.03	0.09
		累積変動量(cm)	-8.67	-8.32	-8.44	-8.47	-8.38
2	込野町郷中	標高(m)	1.7084	1.7086	1.7084	1.7080	1.6480
		年間変動量(cm)	0.28	0.02	-0.02	-0.04	0.10
		累積変動量(cm)	-76.10	-76.08	-76.10	-76.14	-76.04

※昭和47年からの累積。

「地盤沈下水準点調査結果(愛知県)」

※令和7年度に国土地理院による標高改定有。

■表5－2 地下水位の経年変化 令和8年3月末現在（単位：m）

番号	調査地点		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	長束町 (本多金属)	前年度との水位差	-0.02	+0.04	+0.13	+0.18	+0.03
		年間平均水位	-4.01	-3.97	-3.84	-3.66	-3.63
2	大矢町 (愛三化学)	前年度との水位差	+0.05	+0.02	+0.11	+0.21	-0.01
		年間平均水位	-2.57	-2.55	-2.44	-2.23	-2.24
3	祖父江町祖父江 (民家)	前年度との水位差	+0.10	-0.14	+0.24	+0.18	-0.29
		年間平均水位	-3.26	-3.40	-3.16	-2.98	-3.27
4	平和町横池 (平和町プール)	前年度との水位差	+0.09	+0.02	+0.08	-0.12	+0.06
		年間平均水位	-1.39	-1.37	-1.29	-1.41	-1.35
5	平和町下三宅 (三宅小プール)	前年度との水位差	+0.02	-0.02	+0.10	+0.07	+0.07
		年間平均水位	-1.63	-1.65	-1.55	-1.48	-1.41

※数値は静水位時。

6 公害苦情の状況

近年の生活様式の変化に伴い苦情原因も産業型公害から都市生活型公害へと移り変わりをみせています。令和8年度の苦情申立ては334件あり、前年度比で17.3%減の件数となっています。

最近では、市民の環境に対する意識の向上や環境問題への関心の高まりから、様々な苦情の申立てがあります。この中でも、一年を通して野焼きに対する苦情（枯れ草や樹木剪定枝の焼却に対する煙、悪臭、焼却灰の飛散等）が際立ち、全体の約44%を占めています。また、初夏から秋にかけて雑草や樹木に対する苦情も多く、全体の約29%を占めました。近年は市民め〜るによる様々な申立ても増えています。

■表6－1 苦情申立て件数の経年変化

(単位：件)

年度 項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大気汚染	160	162	131	180	156
水質汚濁	7	10	12	5	5
騒音	38	23	34	30	33
振動	2	5	4	1	8
悪臭	13	15	21	14	22
土壌汚染	0	0	0	0	0
地盤沈下	1	0	0	0	0
廃棄物対策	10	8	5	4	8
その他	208	194	179	158	102
(雑草・樹木・垣根等)	(134)	(132)	(139)	(109)	(97)
(病害虫等)	(27)	(13)	(4)	(5)	(4)
(その他)	(47)	(49)	(36)	(44)	(1)
合計	439	417	386	392	334

令和7年度における苦情申立て詳細

大気汚染	野焼き	147	その他	9		
水質汚濁	油関係	2	水路の汚れ	0	排水の汚れ	3
	その他	0				
騒音	工事現場・事業場	25	家庭生活・ペット	7	自動車・鉄道	1
	その他	0				
振動	工事現場・事業場	8	自動車	0	その他	0
悪臭	事業場	6	水路・側溝	0	家庭排水	2
	肥料・堆肥	0	その他	14		
廃棄物対策	ごみの積置き・放置	2	不法投棄	6		
(その他)	動物関係	1	流出・漏洩	0	その他	0

7 キソガワフユユスリカ発生状況

ユスリカとは、昆虫綱ハエ目ユスリカ科に属するハエの仲間で、一見すると蚊に良く似た昆虫です。木曽川ではキソガワフユユスリカ、コキソガワフユユスリカ及びアキヅキユスリカという3種類のユスリカ族の仲間が知られており、秋の終わり頃から春の初めのころまで、市内では祖父江町においてその発生が確認されています。蚊のように人や動物の血を吸うことはなく、生態系においては水質改善や、魚・鳥などの餌となるため、益虫の側面も持っていますが、洗濯物に付いたり、屋内に侵入することがあり、アレルギーの原因となることもあるため、人間にとっては不快な害虫と認識されています。

稲沢市では、平成23年度から定点観測地点にとまっているユスリカ類の個体数を、平成26年度から観測地点付近に設置した粘着トラップに捕獲された固体数を調査しています。

市内3か所におけるユスリカ類の個体数調査結果は表7-1、表7-2のとおりです。

■表7-1 定点観測によるキソガワフユユスリカ発生状況調査結果 (単位：匹)

年度 調査地点	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
祖父江ふれあいの郷	284	76	132	135	54
祖父江霊園	6	5	3	1	1
地泉院北	5	2	9	4	1
合 計	295	83	144	140	56

※壁面やガードレールに設けた観測地点（30cm×30cm）にとまっているユスリカを計数

■表7-2 粘着トラップによるキソガワフユユスリカ発生状況調査結果 (単位：匹)

年度 調査地点	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
祖父江ふれあいの郷	10,855	5,241	5,310	5,772	5,421
祖父江霊園	551	718	931	921	418
地泉院北	870	600	622	673	394
合 計	12,276	6,559	6,863	7,366	6,233

※定点観測地点付近に設置した粘着トラップに捕獲されたユスリカを計数

図4. キソガワフユユスリカ調査地点

